

小学校「社会」

学習指導要領の改訂にともなう
移行措置の扱いについて

付「学習指導要領新旧対照表」

光村図書出版株式会社

平成 20 年 3 月 29 日に新しい学習指導要領が告示され、平成 23 年度より新教育課程が完全実施されます。これにともない、現行の学習指導要領に基づく小学校の教育課程は平成 22 年度（平成 23 年 3 月 31 日）まで継続され、平成 21 年度からは小学校の教育課程については移行措置により実施することが可能となりました。

本資料では、学習指導要領改訂のポイントを整理し、21 版「社会」との関連を示しながら、平成 23 年度までの移行期間における新学習指導要領への対応について提案しています。

なお、付表として、「新学習指導要領」（新）と「現行学習指導要領」（現）の対照表を掲載しました。その際、「新」と「現」の対応関係が確認しやすくなるよう、「現」については、「新」の事項に合わせて順序を入れ替えています。

先生方の今後の学習指導にお役立ていただければ幸いです。

ワークシートなど、
移行期にご活用いただける教材案は、
今秋に発行を予定しています。

学習指導要領の改訂にともなう 移行措置の扱いについて

1. 新学習指導要領の基本理念
2. 改善された目標と内容、時間数について
3. 移行措置への対応

付「学習指導要領新旧対照表」

1. 新学習指導要領の基本理念

新学習指導要領の基本理念は「習得」「活用」「探究」です。知識を獲得し、その知識を活用し、さらに新たな知識を獲得していくことです。これは、「習得」「活用」「探究」という順序を表すものではありません。三者がスパイラルに関連し合いながら確かな知識となること——「習得」「活用」「探究」が融合していくこと——を意味しています。固定した知識を注入することではなく、児童自らが確かな知識を獲得することなのです。そのためには、学習課題に沿った児童の興味・関心のある素材を提示し、児童自らが学習問題を設定し、体験的な活動を重視しながら問題を追究していく、そして、その知識を活用し、さらに確かな知識にしていくことが重要です。

児童には、本能的に「何かをやってみたい」という行動欲求、「何かを知りたい」という知的欲求、納得がいけないことを追究し、安定を保ちたいという追究欲求が見られます。これらの欲求を満たしながら、知識を獲得させることが従来にも増して求められているのです。「分かることは変わることであり」と言われますが、獲得した知識を活用することが、一段と幅広く奥深い知識となります。したがって、これら児童の欲求を満たすためには、作業的・体験的な学習、及び問題解決的な学習を一層充実させる必要があります。

2. 改善された目標と内容、時間数について

目標と内容は、現行の学習指導要領と基本的な考え方は変わっていませんが、詳細に見ると、より具体的に示されています。特に、各学年の「目標（3）」には、言語力の育成・活用の重視という観点から「考えたことを表現する力」が新たに加えられています。

【改善された目標】

第3・4学年：

- (1) 良好な生活環境
- (3) 地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力

第5学年：※（1）と（2）の提示順が逆転している。

- (1) 国土の環境と国民生活との関連、自然災害の防止
- (2) 社会の情報化の進展
- (3) 地球儀の活用
- (3) 社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力

第6学年：

- (3) 地球儀の活用
- (3) 社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力

【改善・充実を図る内容】

第3・4学年：

- 良好な生活環境を維持・向上させるための地域社会の人々と関係諸機関の連携に関する内容
- ・節水、節電などの資源の有効な活用

- ・地域の人々と協力した災害や事故の防止への努力
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

○ 47 都道府県の名称と位置

○ 伝統や文化などの地域資源の保護・活用

第 5 学年：

○ 地球儀やその他の資料（地図帳，パンフレット類，インターネット等）を活用し，国土の理解を深める内容

- ・世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土

○ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

○ 食料生産・工業生産における価格や費用

○ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

第 6 学年：

○ 狩猟・採集の生活

○ 世界文化遺産，国宝，重要文化財などの代表的文化遺産

○ 国民の司法参加

○ 国際理解に関する学習における地球儀の活用

【増加した時間数】

第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
変化なし	5 時間	10 時間	5 時間

3. 移行措置への対応

移行措置への対応については，文部科学省より，「平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める告示案」が発表されました。（平成 20 年 4 月）小学校社会科に関する内容としては，以下の 2 点が示されています。

【移行措置の内容】

- 新小学校学習指導要領によることもできるものとする。
- 現行小学校学習指導要領による場合には，次の通りとする。
 - ① 第 3 学年及び第 4 学年の指導に当たっては，新学習指導要領「2（6）ア」のうち，「我が国における自分たちの県（都，道，府）の地理的位置，47 都道府県の名称と位置」に関する事項を加えること。
 - ② 第 5 学年の指導に当たっては，新学習指導要領「2（1）ア」に規定する事項「世界の主な国の名称と位置等」を加えること。
 - ③ 平成 21 年度の第 3 学年及び平成 22 年度の第 4 学年の指導に当たっては，現行学習指導要領「2（6）ウ」に規定する事項「産業や地形条件から見て県内の特色ある地域の人々の生活」ではなく，新学習指導要領「2（6）ウ」に規定する事項「県内の特色ある地域の人々の生活（地域の資源を保護・活用している地域）」を指導すること。

「告示案」では、平成21年度より新学習指導要領による教育課程の完全実施を認めている一方で、現行学習指導要領による場合としての条件も示しています。ここでは、現行学習指導要領に基づく21版「社会」との関連に言及しながら、移行措置への対応について提案します。

【第3学年】

これまでも「地域学習」においては、自分たちの住む地域の特色や、自分たちが良好な生活を営むための地域の人々の努力や工夫を理解させてきました。これからも、自分たちの生活の学習の土台となる地域の生活の様子を様々な観察を通して把握していくことが必要です。当然体験が重視されると思われませんが、生活圏のまちの学習に終始するのではなく、他のまちや市、県にも自然な形で触れるようにすることが望ましいと考えます。交通機関を通してのつながり、商品を通してのつながり、原料を通しての他県や他国とのつながりをより意識させるようにします。さらに、地域の一員として自分のできることを考えさせていく必要があります。

- 「良好な生活環境」について：まちの人々の営みは、自分たちの生活を便利にし快適にしてくれるという自分とのつながりを明確にしていくこと、他者への思いやりをもって、まちの人の活動に進んで参加していこうとする態度を育てることに重点を置くことが大切です。

⇒21版「社会」3・4上：

「1. たんけん、はっけん、わたしたちのまち」「2. まちの人たちのしごと」では、まちの人々との出会いを通して、様々な人々が自分たちの暮らしを支えていることに気づかせるとともに、自分たちとのつながりを意識させることができます。

【第4学年】

「自分たちの住む県の様子」において、地図を活用して、位置、名称、産業、交通網などを鳥瞰的に学習するとともに、外国との関係にも視野を広げておくことが求められます。

- 「連携」について：健康で安全で快適な生活環境を築くための関係諸機関の人々の工夫や努力を追究していくことが大切です。具体的には、関係諸機関同士も連携していることや、ごみを減らすためにまちの人々が行っていること、節水の努力、自分たちにできることをさらに考えさせていくことです。防火や防犯にも関係諸機関の連携だけでなく、まちの人々がパトロール等をして連携していることにも目を向けていく必要があります。「良好な生活環境」という観点からも、これまで以上に、地域社会の生活環境の維持・向上には関係諸機関の努力や地域住民の協力が大切であることを意識して学習を進め、自分たちも地域生活に関心をもち、よりよく生活を営んでいくために自分たちでもできることをしていこうという意欲をもたせることが大切です。

⇒21版「社会」3・4下：

「3. さわやか、すこやか、みんなの暮らし」では、特に環境教育の観点から、ごみの処理などの活動が地域の人々の協力を得て行われていることなどを意識させることができます。

「4. 安全、安心、みんなの暮らし」では、学校・地域・警察の連携など、児童の安全を守るために様々な人々の活動があることに気づかせ、それらの活動と自分たちとのかかわりを意識させることができます。

- 5時間増とする場合：前掲の移行措置「告示案①」に示されている「我が国における自分たちの県（都、道、府）の地理的位置，47都道府県の名称と位置」に関する事項，及び「告示案③」の「県内の特色ある地域の人々の生活（地域の資源を保護・活用している地域）」の学習に配分します。「県」の学習については，地図帳を活用したり副読本を利用したりして，県内の市町村の位置，特色などを扱います。「47都道府県の名称と位置」については，地図帳の活用以外に，学級や学校の掲示板，朝の会を利用するなどして意識させることが大切です。

⇒ 21版「社会」3・4下：

「7. 広いね，わたしたちの県」で取り上げられている三浦市の「マグロ」や「ダイコン」，鎌倉市の「鎌倉ぼり」の事例は，「地域の資源を保護・活用している地域」の学習を行う際に参考とすることができます。

【第5学年】

「国土の自然と国民の生活」では，我が国の領土，世界の主な大陸と海洋，世界の主な国の名称と位置などを地球儀や地図帳，インターネットを活用しながら学習することが求められます。

- 「国土の環境と国民生活との関連」について：地図帳，資料，ワークシート等を活用して国土理解の学習を進める際には，断片的な知識の暗記に終わらないように国民生活との関連を強調していくことが大切です。

⇒ 21版「社会」5上・5下：

「1. わたしたちの住む日本」「5. 人と自然がともに生きる国土」では，国土の様子についての理解，環境と自然という観点から，国民生活とのかかわりについて関心をもたせることができます。

- 「環境」「情報」について：第5学年全体にわたって環境との関連は必ず意識していくこと，各産業と情報，運輸との関連にも気づかせることが大切です。「情報化した社会の様子」では，人々のくらしを良好なものにするための情報の生かし方の面から「情報ネットワーク」の活用について取り上げる必要があります。

⇒ 21版「社会」5下：

「4. 情報が結ぶ世界」では，自分たちの生活と密接なかかわりをもつ多様な情報ネットワークの存在に気づかせることができます。

- 10時間増とする場合：第4学年の学習を踏まえ，47都道府県については各単元の学習の中で継続的・意識的に取り上げ，白地図の活用やインターネットでの情報収集にも時間配分しながら，名称と位置の定着を図ることが考えられます。「告示案②」の「世界の主な国の名称と位置等」については，地図帳や地球儀を活用しながら，日本と世界の国々の地理的な関係等について理解を深めることが大切です。

⇒ 21版「社会」5上：

「1. わたしたちの住む日本」では，国土の様子とともに，近隣諸国の位置について理解させることができます。さらに，第5学年全体を通して，世界の主な国に関する地理的な理解を深めるとともに，産業単位では，随時，地図帳や地球儀を活用しながら日本とのかかわりを意識させることができます。

【第6学年】

日本の伝統や文化についての理解を深めるとともに、地球儀や地図帳、インターネットの活用を通して国内や世界の国々に対しても視野を広げていくことが大切です。

- 「歴史」について：農耕が始まる前の狩猟・採集の時代については、「歴史」学習の最初の段階で必ず扱うことが望ましいと思われます。室町や江戸の文化については、現代に連なる庶民のくらしや文化の基礎と位置付けて大事に扱い、国宝や重要文化財など代表的文化遺産については、各時代の中で適宜取り上げていく必要があります。

⇒21版「社会」6上：

巻末「ひろげる ふかめる」の「日本にもゾウがいた」「縄文時代に栄えたむら—三内丸山遺跡」では、狩猟・採集の生活の様子について、想像図や遺跡などの資料をもとに学習を進めることができます。

- 「政治」について：「国民の司法参加」については、平成21年5月に導入される裁判員制度を踏まえ、授業中だけでなく、朝の会や終わりの会の時に話し合わせるなどして、関心をもたせることが大切です。また、租税の役割については、政治と自分たちのくらしとのかかわりという面から意識させる必要があります。
- 5時間増とする場合：狩猟・採集の時代や江戸の文化に配分します。また、地球儀や地図帳、インターネットの活用を通して、国内や世界の国々への理解を普段から深めることにも使うことが考えられます。

【全体を通して】

最後に、新学習指導要領の基本理念を踏まえ、学年を問わず意識していきたい点について、改めて提案します。

- 確かな知識の獲得**：各学年とも、社会的事象の意味を考えることが重要であることが目標に掲げられました。できるだけ児童の身近な素材を取り上げ、児童がその社会的事象と自分とのつながりを今まで以上に意識していけるようにすることが重要です。表面的な知識の注入に終始するのではなく、他人事ではない自分事として知識を自ら獲得し、それを活用する時に社会的事象の意味が見出せるからです。
- 表現する力の育成**：各学年の目標に「考えたことを表現する」が加えられました。「分かる」ということを確かなものにするためには「表現する」ことが不可欠だということです。したがって、増加した時間数については、学習過程の中で話し合い活動を充実させるなど、表現力の育成に当てることが望ましいと考えます。ただし、話し合いの場合でも、うまくできることが重要なのではなく、根拠をもち、その考えの根拠をみんなに分かりやすく説明していくことが大切なのです。話し合い以外にも、新聞やパンフレット作り、インタビュー、劇化、ディベート等、できるだけ多様な表現方法を取り入れていくことも必要です。
- 社会的事象に目を広げること**：社会科は身の回りの社会的事象に目を広げていく教科です。そのため、授業時間内だけでなく、例えば、食糧問題や地球温暖化問題などの時事的な話題についても、新聞の切り抜き、朝の会や教師の話等で取り上げるなど、学級経営の中でも日常的に社会的事象に関心をもたせることが大切です。

※以下に「学習指導要領新旧対照表」を掲載。

第 1 目 標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

1 目 標

- (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。
- (2) 地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。
- (3) 地域における社会的事象を観察、調査するとともに、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市（区、町、村）について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。
 - ア 身近な地域や市（区、町、村）の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物など
- (2) 地域の人々の生産や販売について、次のことを見学したり調査したりして調べ、それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。
 - ア 地域には生産や販売に関する仕事があり、それらは自分たちの生活を支えていること。
 - イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などのかかわり
- (3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。
 - ア 飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり
 - イ これらの対策や事業は計画的、協力的に進められていること。
- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
 - ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
 - イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。
- (5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦

現（平成 10 年 12 月）

第 1 目 標

社会生活についての理解を図り，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て，国際社会に生きる民主的，平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

1 目 標

- (1) 地域の産業や消費生活の様子，人々の健康な生活や安全を守るための諸活動について理解できるようにし，地域社会の一員としての自覚をもつようにする。
- (2) 地域の地理的環境，人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし，地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。
- (3) 地域における社会的事象を観察，調査し，地図や各種の具体的資料を効果的に活用し，調べたことを表現するとともに，地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市（区，町，村）について，次のことを観察，調査したり白地図にまとめたりして調べ，地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようにする。
 - ア 身近な地域や市（区，町，村）の特色ある地形，土地利用の様子，主な公共施設などの場所と働き，交通の様子など
- (2) 地域の人々の生産や販売について，次のことを見学したり調査したりして調べ，それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。
 - ア 地域には生産や販売に関する仕事があり，それらは自分たちの生活を支えていること。
 - イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などのかかわり
- (3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理について，次のことを見学したり調査したりして調べ，これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。
 - ア 飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり
 - イ これらの対策や事業は計画的，協力的に進められていること。
- (4) 地域社会における災害及び事故から人々の安全を守る工夫について，次のことを見学したり調査したりして調べ，人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々の工夫や努力を考えるようにする。

(新設)

- ア 関係の諸機関が相互に連絡を取り合いながら緊急に対処する体制をとっていること。
- (5) 地域の人々の生活について，次のことを見学，調査したり年表にまとめたりして調べ，人々の生活の変化や人々の願い，地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦

新（平成 20 年 3 月）

心を考えるようにする。

ア 古くから残る暮らしにかかわる道具，それらを使っていたころの暮らしの様子

イ 地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事

ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的事例

(6) 県（都，道，府）の様子について，次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ，県（都，道，府）の特色を考えるようにする。

ア 県（都，道，府）内における自分たちの市（区，町，村）及び我が国における自分たちの県（都，道，府）の地理的位置，47 都道府県の名称と位置

イ 県（都，道，府）全体の地形や主な産業の概要，交通網の様子や主な都市の位置

ウ 県（都，道，府）内の特色ある地域の人々の生活

エ 人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかかわり

3 内容の取扱い

(1) 内容の (1) については，方位や主な地図記号について扱うものとする。

(2) 内容の (2) のイについては，次のとおり取り扱うものとする。

ア 「生産」については，農家，工場などの中から選択して取り上げること。

イ 「販売」については，商店を取り上げ，販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること。

ウ 「国内の他地域など」については，外国とのかかわりにも気付くよう配慮すること。

(3) 内容の (3) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア 「飲料水，電気，ガス」については，それらの中から選択して取り上げ，節水や節電などの資源の有効な利用についても扱うこと。

イ 「廃棄物の処理」については，ごみ，下水のいずれかを選択して取り上げ，廃棄物を資源として活用していることについても扱うこと。

(4) 内容の (4) の「災害」については，火災，風水害，地震などの中から選択して取り上げ，「事故の防止」については，交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。

(5) 内容の (3) 及び (4) にかかわって，地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。

(6) 内容の (5) のウの「具体的事例」については，開発，教育，文化，産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げるものとする。

(7) 内容の (6) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア ウについては，自然環境，伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際，伝統的な工業などの地場産業の盛んな地域を含めること。

イ エについては，我が国や外国には国旗があることを理解させ，それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

現（平成 10 年 12 月）

心を考えるようにする。

ア 古くから残る暮らしにかかわる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子

イ 地域に残る文化財や年中行事

ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的事例

(6) 県（都，道，府）の様子について，次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ，県（都，道，府）の特色を考えるようにする。

ア 県（都，道，府）内における自分たちの市（区，町，村）の地理的位置

イ 県（都，道，府）全体の地形や主な産業の概要，交通網の様子や主な都市の位置

ウ 産業や地形条件から見て県（都，道，府）内の特色ある地域の人々の生活

エ 人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかかわり

3 内容の取扱い

(新設)

(1) 内容の (2) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア イについては，農家，工場，商店などの中から選択して取り上げること。その際，地域の生産活動を取り上げる場合には自然環境との関係について，販売を取り上げる場合には消費者としての工夫について，それぞれ触れるようにすること。

イ イについては，国内の他地域だけではなく，外国ともかかわりがあることに気付くよう配慮すること。その際，児童に無理のない取扱いをすること。

(2) 内容の (3) の「飲料水，電気，ガス」については，それらの中から選択して取り上げるものとする。また，「廃棄物の処理」については，ごみ，下水のいずれかを選択して取り上げ，その際，廃棄物を資源として活用していることについても扱うようにする。

(3) 内容の (4) の「災害」については，火災，風水害，地震などの中から選択して取り上げ，「事故」については，交通事故や盗難を取り上げるものとする。

(新設)

(4) 内容の (5) のウの「具体的事例」については，地域の開発，教育，文化，産業などの発展に尽くした先人の中から選択して取り上げるものとする。

(5) 内容の (6) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア ウの「県（都，道，府）内の特色のある地域」については，伝統的な工業などの地場産業の盛んな地域と地形から見て特色ある地域を含めて取り上げること。

イ エについては，我が国や外国には国旗があることを理解させ，それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

〔第 5 学年〕

1 目 標

- (1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。
- (2) 我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連について理解できるようにし、我が国の産業の発展や社会の情報化の進展に関心をもつようにする。
- (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。
- ア 世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土
- イ 国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活
- ウ 公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ
- エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
- (2) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもっていることを考えるようにする。
- ア 様々な食料生産が国民の食生活を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあること。
- イ 我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色など
- ウ 食料生産に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸などの働き
- (3) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。
- ア 様々な工業製品が国民生活を支えていること。
- イ 我が国の各種の工業生産や工業地域の分布など
- ウ 工業生産に従事している人々の工夫や努力、工業生産を支える貿易や運輸などの働き
- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

現（平成 10 年 12 月）

〔第 5 学年〕

1 目 標

(2) 我が国の国土の様子について理解できるようにし、環境の保全の重要性について関心を深めるようにするとともに、国土に対する愛情を育てるようにする。

(1) 我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連について理解できるようにし、我が国の産業の発展に関心をもつようにする。

(3) 社会的事象を具体的に調査し、地図、統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、調べたことを表現するとともに、社会的事象の意味について考える力を育てるようにする。

2 内 容

(4) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図その他の資料を活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

(新設)

ア 国土の位置、地形や気候の概要、気候条件から見て特色ある地域の人々の生活

イ 公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ

ウ 国土の保全や水資源の涵養のための森林資源の働き

(1) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもって営まれていることを考えるようにする。

ア 様々な食料生産が国民の食生活を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあること。

イ 我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色など

ウ 食料生産に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸の働き

(2) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

ア 様々な工業製品が国民生活を支えていること。

イ 我が国の各種の工業生産や工業地域の分布など

ウ 工業生産に従事している人々の工夫や努力、工業生産を支える貿易や運輸の働き

(3) 我が国の通信などの産業について、次のことを見学したり資料を活用したりして調べ、これらの産業は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

ア 放送，新聞などの産業と国民生活とのかかわり
(削除)

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 内容の取扱い

(1) 内容の (1) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「主な国」については，近隣の諸国を含めて取り上げるものとする。その際，我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに，それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

イ イの「自然条件から見て特色ある地域」については，事例地を選択して取り上げ，自然環境に適応しながら生活している人々の工夫を具体的に扱うこと。

ウ ウについては，大気汚染，水質汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げること。

エ エについては，我が国の国土保全等の観点から扱うようにし，森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力及び環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付くよう配慮すること。

(2) 内容の (2) のウについては，農業や水産業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし，稲作のほか，野菜，果物，畜産物，水産物などの生産の中から一つを取り上げるものとする。

(3) 内容の (3) のウについては，工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし，金属工業，機械工業，石油化学工業，食料品工業などの中から一つを取り上げるものとする。

(4) 内容の (2) のウ及び (3) のウにかかわって，価格や費用，交通網について取り扱うものとする。

(5) 内容の (4) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては，放送，新聞などの中から選択して取り上げること。

イ イについては，情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育，福祉，医療，防災などの中から選択して取り上げること。

(削除)

現（平成 10 年 12 月）

- ア 放送，新聞，電信電話などの産業と国民生活とのかかわり
イ これらの産業に従事している人々の工夫や努力
(新設)

3 内容の取扱い

(6) 内容の (4) については、次ぎのとおり取り扱うものとする。

ア アの「国土の位置」の指導については、我が国の領土と近隣の諸国を取り上げるものとする。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てよう配慮すること。

イ アの「気候条件から見て特色ある地域」については、事例地を選択して取り上げ、自然環境に適応しながら生活している人々の工夫を具体的に扱うこと。

ウ イについては、大気汚染、水質汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げる。

エ ウについては、我が国の国土保全等の観点から扱うようにし、森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力及び環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付くよう配慮すること。

(1) 内容の (1) のウについては、農業や水産業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの生産の中から一つを取り上げるものとする。

(2) 内容の (2) のウについては、工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、石油化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げるものとする。

(3) 内容の (1) のウ及び (2) のウの「運輸の働き」にかかわって、交通網について取り扱うものとする。

(4) 内容の (3) のイについては、放送，新聞，電信電話などの中から一つを取り上げるものとする。

(新設)

(5) 内容の (1) から (3) の指導に当たっては、仕組みや工程に深入りしないよう配慮するものとする。

〔第 6 学年〕

1 目 標

- (1) 国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切に、国を愛する心情を育てるようにする。
- (2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。
- (3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。
 - ア 狩猟・採集や農耕の生活、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。
 - イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。
 - ウ 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦いについて調べ、武士による政治が始まったことが分かること。
 - エ 京都の室町に幕府が置かれたころの代表的な建造物や絵画について調べ、室町文化が生まれたことが分かること。
 - オ キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一、江戸幕府の始まり、参勤交代、鎖国について調べ、戦国の世が統一され、身分制度が確立し武士による政治が安定したことが分かること。
 - カ 歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学について調べ、町人の文化が栄え新しい学問が起こったことが分かること。
 - キ 黒船の来航、明治維新、文明開化などについて調べ、廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること。
 - ク 大日本帝国憲法の発布、日清・日露の戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。
 - ケ 日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピック

現（平成10年12月）

〔第6学年〕

1 目 標

- (1) 国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。
- (2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。
- (3) 社会的事象を具体的に調査し、地図や年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、調べたことを表現するとともに、社会的事象の意味をより広い視野から考える力を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。
 - ア 農耕の始まり、古墳について調べ、大和朝廷による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。
 - イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。
 - ウ 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦い、京都の室町に幕府が置かれたころの代表的な建造物や絵画について調べ、武士による政治が始まったことや室町文化が生まれたことが分かること。
 - エ キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一について調べ、戦国の世が統一されたことが分かること。
 - オ 江戸幕府の始まり、大名行列、鎖国、歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学について調べ、身分制度が確立し武士による政治が安定したことや町人の文化が栄え新しい学問が起こったことが分かること。
 - カ 黒船の来航、明治維新、文明開化などについて調べ、廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること。
 - キ 大日本帝国憲法の発布、日清・日露の戦争、条約改正、科学の発展などについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。
 - ク 日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピック

新（平成 20 年 3 月）

の開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

- (3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

ア 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子

イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や文化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的に理解できるようにすること。その際、ケの指導に当たっては、児童の発達段階を考慮すること。

(削除)

イ 歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化をはぐくんできたこと、我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられることに気付くようにすること。

ウ アの「神話・伝承」については、古事記、日本書紀、風土記などの中から適切なものを取り上げること。

エ アからクまでについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるように指導すること。

卑弥呼、聖徳太子、小野妹子、中大兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、鑑真、藤原道長、紫式部、清少納言、平清盛、源頼朝、源義経、北条時宗、足利義満、足利義政、雪舟、ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、徳川家光、近松門左衛門、歌川（安藤）広重、本居宣長、杉田玄白、伊能忠敬、ペリー、勝海舟、西郷隆盛、

現（平成10年12月）

の開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

- (3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や資料などを活用したりして調べ、外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

ア 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子

イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や文化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的に理解できるようにすること。

キ クについては、取り上げる歴史的事象を精選するとともに、その指導に当たっては、児童の発達段階を考慮し社会的背景にいたずらに深入りしないよう配慮すること。

イ 取り上げる歴史的事象は、アからクに示す事項にとどめ、網羅的に取り上げないようにすること。

ウ 歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち文化や伝統をはぐくんできたこと、我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられることに気付くようにすること。

エ アの「神話・伝承」については、古事記、日本書紀、風土記などの中から適切なものを取り上げること。

オ アからキまでについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きや代表的な文化遺産を通して学習できるように指導すること。

卑弥呼、聖徳太子、小野妹子、中大兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、鑑真、藤原道長、紫式部、清少納言、平清盛、源頼朝、源義経、北条時宗、足利義満、足利義政、雪舟、ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、徳川家光、近松門左衛門、歌川（安藤）広重、本居宣長、杉田玄白、伊能忠敬、ペリー、勝海舟、西郷隆盛、

新（平成 20 年 3 月）

大久保利通，木戸孝允，明治天皇，福沢諭吉，大隈重信，板垣退助，伊藤博文，陸奥宗光，東郷平八郎，小村寿太郎，野口英世

オ アからケまでについては，例えば，国宝，重要文化財に指定されているものや，そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ，我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。

(削除)

(2) 内容の (2) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には，各々の国民の祝日に関心をもち，その意義を考えさせるよう配慮すること。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味，国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，国民の司法参加，租税の役割などについても扱うようにすること。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については，社会保障，災害復旧の取組，地域の開発などの中から選択して取り上げ，具体的に調べられるようにすること。

エ イの「天皇の地位」については，日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ，歴史に関する学習との関連も図りながら，天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また，イの「国民としての権利及び義務」については，参政権，納税の義務などを取り上げること。

(3) 内容の (3) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては，我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際，それらの中から児童が一か国を選択して調べるよう配慮し，様々な外国の文化を具体的に理解できるようにするとともに，我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。

イ イの「国際交流」についてはスポーツ，文化の中から，「国際協力」については教育，医学，農業などの分野で世界に貢献している事例の中から，それぞれ選択して取り上げ，国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。

ウ イの「国際連合の働き」については，網羅的，抽象的な扱いにならないよう，ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること。

エ ア及びイについては，我が国の国旗と国歌の意義を理解させ，これを尊重する態度を育てるとともに，諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。

現（平成 10 年 12 月）

大久保利通，木戸孝允，明治天皇，福沢諭吉，大隈重信，板垣退助，伊藤博文，
陸奥宗光，東郷平八郎，小村寿太郎，野口英世

（新設）

カ ウの「建造物や絵画」，オの「歌舞伎や浮世絵」及び「国学や蘭学」については，
それぞれいずれかを選択して取り上げることができること。

(2) 内容の (2) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には，国民の祝日に関心をもち，その意義を考えさせるよう配慮すること。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味，租税の役割などについても扱うようにすること。その際，政治の制度や機構に深入りしないよう配慮すること。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については，身近な公共施設の建設，地域の開発，災害復旧の取組などの中から選択して取り上げ，具体的に調べられるようにすること。

エ イの「天皇の地位」については，日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ，歴史に関する学習との関連も図りながら，天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また，イの「国民としての権利及び義務」については，参政権，納税の義務などを取り上げること。

(3) 内容の (3) については，次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては，我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際，それらの中から児童が一か国を選択して調べるよう配慮し，様々な外国の文化を具体的に理解できるようにするとともに，我が国や諸外国の文化や伝統を尊重しようとする態度を養うこと。

イ イの「国際交流」についてはスポーツ，文化の中から，「国際協力」については教育，医学，農業などの分野で世界に貢献している事例の中から，それぞれ選択して取り上げ，国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。

ウ イの「国際連合の働き」については，網羅的，抽象的な扱いにならないよう，ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること。

エ ア及びイについては，我が国の国旗と国歌の意義を理解させ，これを尊重する態度を育てるとともに，諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。

新（平成 20 年 3 月）

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。

(削除)

(2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

(3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第 4 学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。

(4) 第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道德の第 1 に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第 3 章道德の第 2 に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年の指導については、児童の発達段階を考慮し社会的事象を公正に判断できるようにするとともに、個々の児童に社会的な見方や考え方が養われるようにすること。

(2) 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができるように工夫して指導すること。

(削除)

平成 20 年 3 月告示

現（平成 10 年 12 月）

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学、体験などの具体的な活動やそれに基づく表現活動を一層展開するようにすること。
- (2) 第2の内容において対象や事例を選択する際には、地域の実態や児童の興味・関心等に応じて、厳選して取り上げるようにすること。
- (3) 博物館や郷土資料館等の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を行うようにすること。
- (4) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書の地図を活用すること。

(新設)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学年の指導については、児童の発達段階を考慮し社会的事象を公正に判断できるようにするとともに、個々の児童に社会的なものの見方や考え方が養われるようにすること。
- (2) 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、次第に我が国の都道府県の構成について分かるようにすること。
- (3) 内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

平成 10 年 12 月告 示
平成 15 年 12 月一部改正

小学校「社会」
学習指導要領の改訂にともなう
移行措置の扱いについて
付「学習指導要領新旧対照表」

平成 20 年 5 月 30 日発行

光村図書出版株式会社

〒 141-8675

東京都品川区上大崎 2-19-9

Tel:03-3493-2111 (代表)

<http://www.mitsumura-tosho.co.jp>
